

財政制度等審議会

主管省及び庶務担当部局課 財務省主計局 調査課

電話番号 (03) 3581-4111

ホームページ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/index.html

根 拠 法 令 財務省設置法第 6 条第 1 項

設 置 年 月 日 平成 13 年 1 月 6 日

所 掌 事 務

1. 財務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること
 - ① 国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項
 - ② 国家公務員共済組合の制度に関する重要事項
 - ③ 財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項
 - ④ たばこ事業及び塩事業に関する重要事項
 - ⑤ 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項
2. 前号①から⑤までに掲げる重要事項に関し、財務大臣に意見を述べること
3. 財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律、財政融資資金法、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律、たばこ事業法、国有財産法及び国の庁舎等の使用調整

等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等

<分科会>

1. 財政制度分科会

(所掌事務) 国の予算、決算及び会計の制度に関する重要事項を調査審議すること

2. 国家公務員共済組合分科会

(所掌事務)

① 国家公務員共済組合の制度に関する重要事項を調査審議すること

② 国家公務員共済組合法施行令第 11 条の 3 第 2 項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

3. 財政投融资分科会

(所掌事務)

① 財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項を調査審議すること

② 財政融資資金の債権の条件変更等に関する法律、財政融資資金法及び財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

4. たばこ事業等分科会

(所掌事務)

① たばこ事業及び塩事業に関する重要事項を調査審議す

ること

- ② たばこ事業法の規定及びたばこ事業法施行令第4条第5項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること
- ③ エネルギーの使用の合理化に関する法律第16条第5項（同法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）及び第64条第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること
- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること
- ⑤ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること

5. 国有財産分科会

（所掌事務）

- ① 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議すること
- ② 国有財産法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

<部 会>

法制・公会計部会、定価等部会

委員<定数> 30人以内（学識経験者）

うち常勤 なし

<任期> 2年

<氏名> 赤井 伸郎 (大阪大学大学院国際公共政策研究科教授)

荒谷 裕子 (法政大学法学部教授)

井伊 雅子 (一橋大学国際・公共政策大学院教授)

井堀 利宏 (東京大学大学院経済学研究科教授)

碓井 光明 (明治大学大学院法務研究科教授)

江川 雅子 (東京大学理事)

緒方 瑞穂 ((公社)日本不動産鑑定士協会連合会会長)

翁 百合 ((株)日本総合研究所理事)

川村 雄介 ((株)大和総研副理事長)

○桐野 高明 ((独)国立病院機構理事長)

田近 栄治 (一橋大学国際・公共政策大学院教授)

田中 弥生 ((独)大学評価・学位授与機構評価研究部准教授、日本 NPO 学会会長)

○佃 和夫 (三菱重工業(株)取締役会長)

土居 丈朗 (慶応義塾大学経済学部教授)

○富田 俊基 (中央大学法学部教授)

中里 透 (上智大学経済学部准教授)

細野 助博 (中央大学大学院公共政策研究科教授)

○宮武 剛 (目白大学大学院生涯福祉研究科教授)

村上 政博 (一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)

村越 進 (弁護士)

山内 弘隆（一橋大学大学院商学研究科教授）

◎○吉川 洋（東京大学大学院経済学研究科教授）

諮問・答申事項等

「庁舎等使用調整計画について（議決）」（平 22. 6. 25）

「平成 22 年度財政投融资計画補正について（議決）」（平 22. 10. 25）

「平成 23 年度財政投融资計画等（議決）」（平 22. 12. 22）

「財政融資資金の年度越し短期貸付について（議決）」（平 23. 1. 18）

「平成 23 年度財政投融资計画補正について等（議決）」（平 23. 4. 21）

「庁舎等使用調整計画について（議決）」（平 23. 6. 28）

「平成 23 年度財政投融资計画補正について等（議決）」（平 23. 10. 6）

「平成 24 年度財政投融资計画等（議決）」（平 23. 12. 22）

「庁舎等使用調整計画について（議決）」（平 24. 1. 27）

「財政融資資金の年度越し短期貸付について（議決）」（平 24. 3. 26）